

# 契 約 図 書

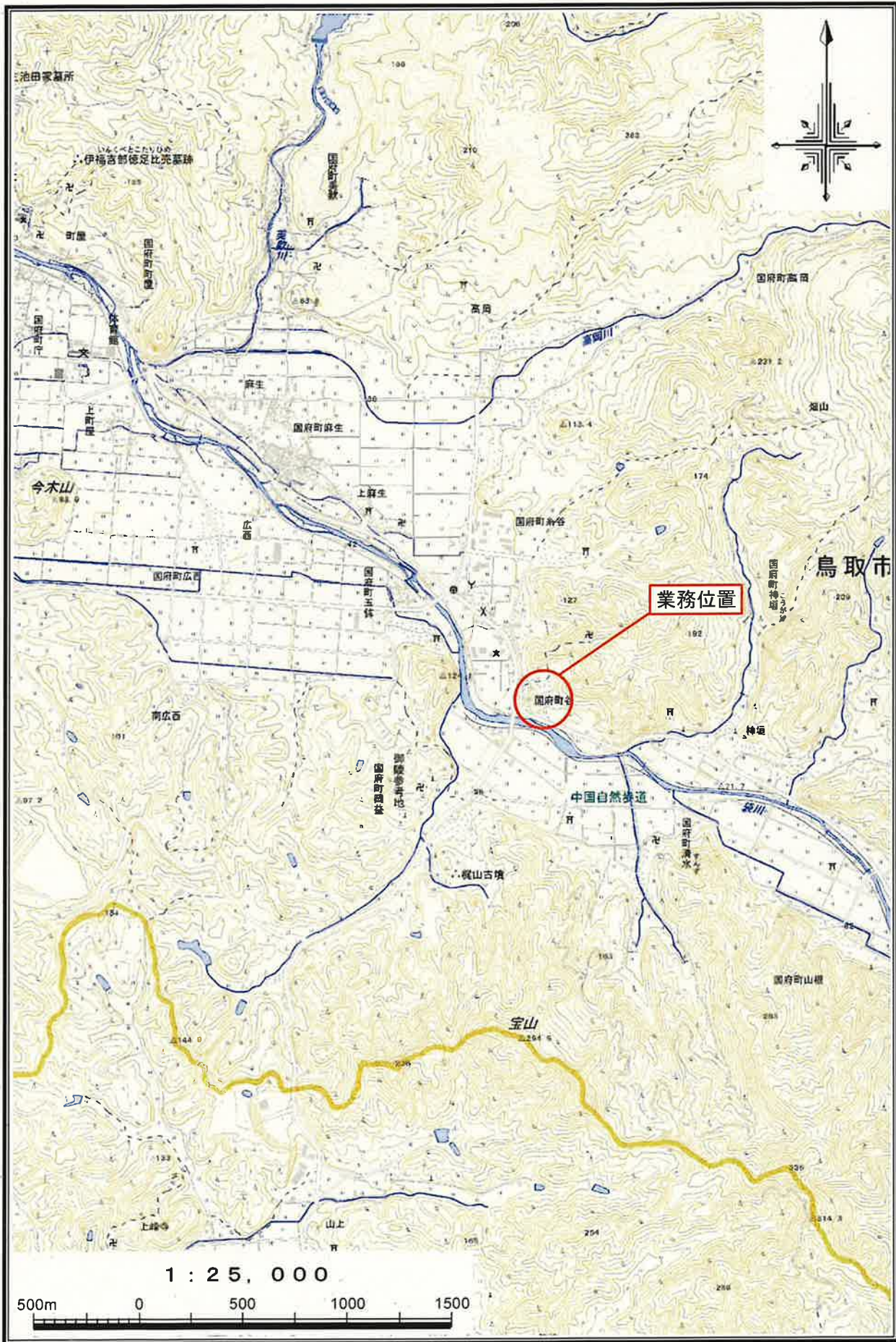
谷地区急傾斜地崩壊対策工事  
「地盤変動影響調査業務委託(事後調査)」

【当 初】

# 業務概要書

- 1 業務名 谷地区急傾斜地崩壊対策工事「地盤変動影響調査業務委託（事後調査）」
- 2 業務、場所 鳥取市国府町谷
- 3 履行期間 210日間
- 4 事業目的
- 5 業務内容 地盤変動影響調査（事後調査）  
建物調査 N=15棟 /  
工作物調査 N=5箇所 /  
算定（建物） N=15棟  
算定（工作物） N=5箇所 /

# 位置図



【共通】

<p>業務名：谷地区急傾斜地崩壊対策工事「地盤変動影響調査業務委託(事後調査)」</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">特記仕様書</p>	
第1(目的・主旨)	<p>業務は、谷地区急傾斜地崩壊対策工事(鳥取市国府町谷)に伴い地盤変動影響調査(事後調査)を行うものである。</p>
第2(適用範囲)	<p>本業務の履行に当たっては、特に定めのない限り、調達公告日時点で最新の「測量業務共通仕様書」、「設計業務共通仕様書」、「地質・土質調査共通仕様書」、「鳥取県県土整備部用地調査等業務共通仕様書」、「鳥取県県土整備部地盤変動影響調査等標準仕様書」(<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/45149.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/45149.htm</a>)によるほか、この特記仕様書によること。</p>

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地調査等業務</li> <li style="padding-left: 20px;">地盤変動影響調査(事後調査)</li> <li style="padding-left: 40px;">建物等の調査・算定                   N=15棟</li> <li style="padding-left: 40px;">工作物の調査・算定                   N=5箇所</li> </ul>
追加				資料の貸与及び返却		<p>本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。</p>
追加				関係官公庁への手続き等		<p>—(関係官公庁への手続き状況を記載する。)</p> <p>関係官公庁等への手続き状況は以下のとおりである。</p> <p>なお、これら以外の機関と協議が必要となることが想定される場合には、調査職員に速やかに報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園管理者と、構造等について未協議である。</li> <li>・河川管理者と占用等について未協議である。</li> <li>・水路付替について、管理者と未協議である。</li> <li>・砂防指定地内の占用等について未協議である。</li> <li>・保安林解除について未協議である。</li> <li>・接続する国道管理者と、形状変更について未協議である。</li> <li>・埋蔵文化財について、町教育委員会と協議済みである。</li> </ul>
追加	1			地元関係者との交渉等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務期間内に事業説明会を行うこととしており、その結果を設計に反映させる必要があるため、調査職員に協議すること。</li> <li>・個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう留意するとともに、情報を収集する際には、目的の範囲内で行うこと。</li> </ul>
追加				成果物の提出		<p>成果物は、下記のとおりとする。(必要なものを記載する)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書 1部</li> <li>(必要に応じ、解析調査、営業調査等の記載を行う)</li> <li>・図面(A3縮小版) 1部</li> <li>・写真集(現場写真、コア標本箱写真)一式</li> <li>・標本箱一式</li> <li>・電子媒体(CD-ROM 又は DVD-R) 2部</li> <li>・紙媒体 1部(権利者用)</li> </ul> <p>※請負者が権利者へ配布し受領書をもって成果品とする。</p> <p>オンライン電子納品の場合は、「電子媒体(CD-ROM 又は DVD-R)」及び「紙媒体」の提出は不要。</p> <p>また、本業務は、電子納品対象業務であり、<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm</a> に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。</p>

## 【共通】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				疑義等		業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。
追加				見積り等		〇〇〇については見積りにて、積算しており内訳(単価)は以下(別紙)のとおり。
追加				労働環境の改善に向けた取組		<p>本業務の実施にあたっては、受発注者双方の労働環境の改善を図るため、「労働環境の改善に向けた取組について(平成29年1月31日付第201600158128号県土整備部長通知)」に基づき、受発注者双方でワンデーレスポンス、ウェンズデー・ホーム等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。</p> <p>受注者は初回協議時、ウィークリースタンスの取組み内容を協議することとし、業務完了時、技術企画課メールアドレス(gjutsukikaku@pref.tottori.lg.jp)に「ウィークリースタンス実施報告シート」(<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/274312.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/274312.htm</a>)を提出すること。</p>
追加				遠隔臨場		当業務は遠隔臨場の対象である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htm</a> に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。
追加				設計変更等取扱要領		設計変更等については、 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/303205.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/303205.htm</a> に掲載された最新の「測量等業務設計変更等取扱要領」によること。
追加				情報共有システム		当業務は情報共有システムの対象である。情報共有システムの活用を希望する場合は、 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm</a> に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。
追加				協議書等様式		受注者発議による協議書等については、添付の鳥取県土整備事務所独自様式を作成したので、これを使用すること。

【用地調査業務】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容(主たる補償業務の区分)		(用地調査等業務共通仕様書別表の補償等業務の区分及び補償関係コンサルタント業務の複数の区分を複合して発注する場合の取扱いについて(平成31年4月5日付県土整備部長通知)に従い、下記のいずれかを記載) <ul style="list-style-type: none"> <li>—土地調査業務</li> <li>—物件業務</li> <li>—機械工作物、営業補償・特殊補償業務</li> <li>・事業損失業務</li> <li>—土地評価業務</li> <li>—補償関連業務</li> </ul>
			5	主任担当者	1	資格要件は調達公告による。
			6	照査技術者	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。なお、照査に当たっては、調査職員に協議すること。
					2	資格要件は調達公告による。
追加				その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当業務は、現在実施中の、〇〇線道路改良工事「用地測量業務委託」と関連するので、相互の連絡調整を図ること。</li> <li>・営業調査の実施時期等について、事業主と未協議である。</li> <li>・また、決算報告書等、必要な資料の入手に当たっては、調査職員を通じて行うこととする。</li> <li>・調査対象の建物等については、所有者との調整により調査対象箇所の追加や削減等となる可能性がある。この場合、設計変更を行うこととするので、調査職員と協議すること</li> </ul>
追加				その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物移転料、工作物移転料及び立竹木移転料の算定に当たり、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則第15-1(3)に規定する関連移転に該当すると考えられる場合は、移転工法について調査職員に協議すること。</li> <li>・調査職員との協議の結果、関連移転を認定した場合は、全ての補償物件に係る建物移転料等補償調書に加え、関連移転に係る物件の同調書を別途作成すること。</li> </ul>
追加				地盤変動影響調査		地盤変動影響事前調査で行う亀裂、ちり切れ等の調査のうち、その長さが事後調査で変化しないと明らかに予測される場合においても、必ず計測すること。(損傷の状況に「全長」、「全周」は使用しない。)
追加				打合せ協議		本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、4回を予定している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初・中間(2回)・成果納品時</li> </ul> なお、業務着手時及び業務完了時には主任担当者は立ち会うこと。
追加				石綿調査算定		建物等調査算定を行う場合の石綿調査算定については、「石綿調査算定要領」(令和6年5月21日付中国用対連第11号)により実施すること。
追加				成果品		成果品(権利者用)は請負者が権利者へ手渡しし受領書を受け取ること。

# 数量総括表

## 業務名: 谷地区急傾斜地崩壊対策工事「地盤変動影響調査業務委託(事後調査)」

## 業務数量総括表

費目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	摘要
用地調査委託費				
地盤変動影響調査(事後調査)				
打合せ協議				
打合せ協議	着手時、中間(2回)、納品時	業務	1	
作業計画の策定				
作業計画書の作成		業務	1	
現地踏査				
現地踏査(地盤変動影響調査等)		業務	1	
建物等の調査(事後調査)				
建物の調査(事後調査)	木造建物A 建物延べ面積70m2未満	棟	1	外部・内部
建物の調査(事後調査)	木造建物A 建物延べ面積70m2以上130m2未満	棟	1	外部・内部
建物の調査(事後調査)	木造建物A 建物延べ面積70m2以上130m2未満	棟	1	外部のみ
建物の調査(事後調査)	木造建物A 建物延べ面積130m2以上200m2未満	棟	2	外部・内部
建物の調査(事後調査)	木造建物A 建物延べ面積130m2以上200m2未満	棟	1	外部のみ
建物の調査(事後調査)	木造建物A 建物延べ面積200m2以上300m2未満	棟	2	外部・内部
建物の調査(事後調査)	木造建物A 建物延べ面積300m2以上450m2未満	棟	1	外部・内部
建物の調査(事後調査)	木造建物C 建物延べ面積70m2未満	棟	2	外部・内部
建物の調査(事後調査)	木造特殊建物 建物延べ面積50m2未満	棟	3	外部・内部
建物の調査(事後調査)	木造特殊建物 建物延べ面積70m2以上130m2未満	棟	1	外部・内部
工作物の調査(事後調査)	敷地面積100m2未満	箇所	5	
算定				
算定	建物延べ面積70m2未満	棟	1	木造建物A
算定	建物延べ面積70m2以上130m2未満	棟	2	木造建物A
算定	建物延べ面積130m2以上200m2未満	棟	3	木造建物A
算定	建物延べ面積200m2以上300m2未満	棟	2	木造建物A
算定	建物延べ面積300m2以上450m2未満	棟	1	木造建物A
算定	建物延べ面積70m2未満	棟	2	木造建物C
算定	建物延べ面積50m2未満	棟	3	木造特殊建物
算定	建物延べ面積70m2以上130m2未満	棟	1	木造特殊建物
算定	敷地面積100m2未満	箇所	5	工作物
費用負担の説明				
説明資料の作成等		権利者	6	



# 圖 面

# 調査区域平面図

